

【 別 記 】

特約事項 1 (500万円未満の場合)

第1条 受注者は、浪江町工事請負契約約款（以下「約款」という。）第3条第1項に規定する請負代金内訳書の提出を要しない。

第2条 受注者は、約款第4条第1項に規定する契約の保証を付することを要しない。ただし、請負代金額の変更により変更後の請負代金額が500万円以上となった場合は、この限りではない。

特約事項 2 (500万円以上2,000万円未満場合)

第1条 受注者は、浪江町工事請負契約約款（以下「約款」という。）第3条第1項に規定する請負代金内訳書の提出を要しない。

特約事項 3 (2,000万円以上)

第1条 受注者は、浪江町工事請負契約約款（以下「約款」という。）第3条第1項に規定する請負代金内訳書の提出を要しない。

第2条 約款第38条第1項ただし書きの表中、請負代金の額2,000万円以上の場合、発注者と受注者が協議して定める回数は3回（中間前金払をする場合は2回）とする。